

子ども・子育て支援新制度における施設・事業等の基準（案）について

平成 26 年 5 月 30 日
保 健 福 祉 部

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供，地域の子ども・子育て支援の充実を目的として，平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」と「認定こども園法の一部改正法」，「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」のいわゆる「子ども・子育て関連三法」が成立し，子ども・子育て支援新制度が創設された。

新制度は，平成 27 年 4 月から本格実施が予定されており，法の規定によって市町村は，創設された新制度に係る施設や事業の基準について，条例により定めることとされていることから，市で基準を定めようとするものである。

1 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

新制度の主なポイントは，次のとおり。

- (1) 認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- (2) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）
- (3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- (4) 市町村を実施主体と位置付け，地域のニーズに基づき，5 年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し，給付・事業を実施
- (5) 社会全体による費用負担（消費税率の引上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提）

2 基準設定に当たっての基本的な考え方

基準の設定に当たっては，子ども・子育て支援の質の向上を第一に，省令で示された国の基準を基本としながら，市における現行の基準や既存施設の運営状況を考慮し，定めるものである。

3 新たに定めようとする基準（詳細は別紙を参照）

※ 条例の施行期日は，いずれも平成 27 年 4 月 1 日（予定）

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（別紙 1～4 P）
【根拠法：認定こども園法第 13 条第 2 項】

ア 概要

幼保連携型認定こども園は，現在は都道府県が認定しているが，新制度では，都道府県や政令指定都市，中核市が認可することとなることから，設備・運営の基準を定めるものである。

イ 基準の内容

施設の面積基準について，認可保育所と同様の基準とする。（別紙 2 P）

その他の事項について，国の基準をもって市の基準とする。

省令の内容	区分	基準案
【設備に関する基準】 乳児室・・・1.65 m ² /人以上 ほふく室・・・3.3 m ² /人以上	従うべき基準	乳児室・・・3.3 m ² /人以上 ほふく室・・・3.3 m ² /人以上

【理由】継続的な乳児保育において，ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の

保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の乳児室の面積を 3.3 ㎡/人以上と定めていることから、認可保育所と同様の基準とするものである。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (別紙 5～11P)

【根拠法：児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項】

ア 概要

①家庭的保育者の居宅等で保育をする「家庭的保育事業」②利用定員が 6 人以上 20 人未満の保育施設で保育をする「小規模保育事業」③乳幼児の居宅で家庭的保育者が保育をする「居宅訪問型保育事業」④事業所で保育を行う「事業所内保育事業」のそれぞれについて、児童福祉法の改正に伴い、市の認可事業となることから、設備・運営の基準を定めるものである。

イ 基準の内容

(7) 設備・面積

- ・家庭的保育、小規模保育及び事業所内保育における屋外における遊戯等に適した広さの庭・屋外遊戯場の要件について、認可保育所と同様の基準とする。(別紙 6P, 7P, 8P, 9P, 11P)

省令の内容	区分	基準案
〔設備・面積〕 ○家庭的保育、小規模保育(A・B・C型)、事業所内保育 屋外における遊戯等に適した広さの庭・屋外遊戯場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)	参酌すべき基準	○家庭的保育、小規模保育(A・B・C型)、事業所内保育 <u>屋外における遊戯等に適した広さの庭・屋外遊戯場</u>

【理由】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の屋外遊戯場の設置については、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を認めていないことから、認可保育所と同様の基準とするものである。

- ・事業所内保育における乳児室の要件について、国と異なる基準を設ける。(別紙 11P)

省令の内容	区分	基準案
〔設備・面積〕 ○事業所内保育 乳児室・・・1.65 ㎡/人以上 ほふく室・・・3.3 ㎡/人以上	従うべき基準	○事業所内保育 <u>乳児室・・・3.3 ㎡/人以上</u> <u>ほふく室・・・3.3 ㎡/人以上</u>

【理由】継続的な乳児保育において、ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の乳児室の面積を 3.3 ㎡/人以上と定めていることから、認可保育所と同様の基準とするものである。

(イ) 職員・職員数

- 家庭的保育、小規模保育及び居宅訪問型保育における職員の要件について、国と異なる基準を設ける。(別紙 7P, 8P, 9P)

省令の内容	区分	基準案
〔職員、職員数〕 ○家庭的保育 家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する)	従うべき基準	○家庭的保育 <u>家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士)</u>

<p>と市町村長が認める者) ・乳幼児1～3人につき 家庭的保育者1人 ・乳幼児4～5人につき 家庭的保育者1人 +家庭的保育補助者(市長村長が行 う研修を修了した者であって家庭的 保育者を補助するもの) 1人</p>		<p>・乳幼児1人につき <u>家庭的保育者1人</u> ・乳幼児2～5人につき <u>家庭的保育者1人</u> +家庭的保育補助者(市長村長が行 う研修を修了した者であって家庭的 保育者を補助するもの) 1人</p>
<p>【職員数】 ○小規模保育B型 保育士, 保育従事者(保育に従事 する職員として市町村長が行う研 修を修了した者) ※1/2以上を保育士とする</p>		<p>○小規模保育B型 保育士, 保育従事者(保育に従事 する職員として市町村長が行う研 修を修了した者) ※2/3以上を保育士とする</p>
<p>【職員】 ○小規模保育C型 家庭的保育者(市町村長が行う研 修を修了した保育士又は保育士と 同等以上の知識及び経験を有する と市町村長が認める者) (+家庭的保育補助者(市長村長が 行う研修を修了した者であって家 庭的保育者を補助するもの))</p>		<p>○小規模保育C型 家庭的保育者(市町村長が行う研 修を修了した保育士) (+家庭的保育補助者(市長村長が 行う研修を修了した者であって家 庭的保育者を補助するもの))</p>
<p>【職員】 ○居宅訪問型保育 家庭的保育者(市町村長が行う研 修を修了した保育士又は保育士と 同等以上の知識及び経験を有する と市町村長が認める者)</p>		<p>○居宅訪問型保育 家庭的保育者(市町村長が行う研 修を修了した保育士)</p>

【理由】質の高い保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について、保育士資格を有する者とするとともに、家庭的保育において乳幼児が複数の場合は、複数の職員が保育にあたるほか、小規模保育B型の保育士割合を上乗せするなど国と異なる基準を設けるものである。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (別紙 12～18P)

【根拠法：子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項】

ア 概要

学校教育法や児童福祉法などに基づいて認可を受けている教育・保育施設事業者からの申請により、市が子ども・子育て支援法に基づく給付対象であることを「確認」するための基準を定めるものである。

イ 基準の内容

国の基準をもって市の基準とする。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営の基準 (別紙 19P)

【根拠法：児童福祉法第45条第2項】

ア 概要

新制度において「確認」制度が創設されたことから、既存の条例（盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例）に「確認」するための基準等を追加するものである。

イ 基準の内容

国の基準をもって市の基準とする。

(5) 保育の必要性の認定基準（別紙 20P）

【根拠法：子ども・子育て支援法第19条第2項】

ア 概要

保育所入所判定の際の「保育の必要性」の認定に当たり、保護者の就労下限時間の基準を定めるものである。

イ 基準の内容

保育の必要性の認定における保護者の就労時間の下限について、国の基準の範囲内において就労下限時間を定める。

国の対応方針	基準案
【就労下限時間】 ○1箇月当たり48時間以上64時間以下の範囲を基本とする。	○1箇月当たり48時間

【理由】保護者の就労形態に幅広く対応するため、就労の下限時間について、国の基準の下限である48時間（現行60時間）とするものである。

(6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（別紙 21～23P）

【根拠法：児童福祉法第34条の8の2第2項】

ア 概要

保護者の就労などで、放課後に保護する者がいない家庭の小学生を対象に、学校の授業終了後、学童クラブなどにおいて適切な遊び・生活の場を提供する事業について、市が当該事業に係る設備・運営の基準を定めるものである。（この事業については、これまで国の放課後児童クラブガイドラインに則して実施していたが、児童福祉法の改正により市町村が設備及び運営に関する基準を定めることとされたものである。）

イ 基準の内容

国の基準をもって市の基準とする。（別紙 21P, 22P）

省令の内容	区分	基準案
【設備】 おおむね1.65㎡/人以上 【集団の規模】 おおむね40人以下	参酌すべき基準	【設備】 おおむね1.65㎡/人以上 【集団の規模】 おおむね40人以下 <u>ただし、経過措置を設ける。</u>

基準を満たしていない学童クラブについては、この基準を適用しない経過措置を設け、当該学童クラブの運営継続を図るものとする。なお、市子ども・子育て支援事業計画において、その学童クラブが基準を満たすよう必要な支援策を盛り込むものとする。

4 今後の進め方について

全員協議会への説明、パブリックコメントを経て、基準案を取りまとめ、条例を制定する。

【スケジュール案】

平成26年5月30日

基準案を全員協議会に説明

6月	パブリックコメントの実施
7～8月	(盛岡市子ども・子育て会議)
8月下旬	条例案を全員協議会に説明
9月	市議会9月定例会に条例案を提案
平成27年4月1日(予定)	条例施行

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に係る省令の内容と盛岡市で定める基準（案）

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは、許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは、許容される。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準（案）
学級編制の基準	・満3歳以上の園児については、学級を編制するものとする。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・1学級の園児数は、35人以下を原則とする。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。	従	国の基準をもって市の基準とする。
職員に関する基準	・各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。 ・保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・教育・保育に直接従事する職員の数 ・満1歳未満児 おおむね3人：1人 ・満1歳以上満3歳未満児 おおむね6人：1人 ・満3歳以上満4歳未満児 おおむね20人：1人 ・満4歳以上児 おおむね30人：1人 ※常時2人を下ってはならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。）。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・副園長又は教頭、主幹養護教諭・養護教諭又は養護助教諭、事務職員を置くよう努めなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・運営上必要と認められる場合は、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
設備に関する基準	・園舎及び園庭を備えなければならない。 ・園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・保育室等は1階に設けるものとする。ただし、園舎が耐火建築物であり、待避設備等を備える等一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）に設けることができる。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。	従	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準 (案)
設備に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 施設の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。 設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 園舎面積 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1学級：180㎡ 2学級以上：320㎡+100㎡×(学級数-2) (2) 満3歳未満の園児数に応じて、その保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積として算定した面積 園庭面積 <ul style="list-style-type: none"> (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 <ul style="list-style-type: none"> 1) 2学級以下：330㎡+30㎡×(学級数-1) 2) 3学級以上：400㎡+80㎡×(学級数-3) (2) 3.3㎡×満3歳以上の園児数により得た面積 (3) 3.3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数により得た面積 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、乳児室又はほふく室(2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合)、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用施設、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならないただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 保育室の数は、学級数を下ってはならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 外部搬入による食事の提供を行う場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 食事の提供をすべき園児数が20人に満たない場合においては、調理室を備えないことができる。ただし、この場合においても、園内で行うために必要な調理の機能を有する設備を備えなければならない 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 設備の面積は、次に定める面積以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 <ul style="list-style-type: none"> 満2歳未満の園児のうちほふくしないもの 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 <ul style="list-style-type: none"> 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室 <ul style="list-style-type: none"> 満2歳以上の園児1人につき1.98㎡以上 	従	<ul style="list-style-type: none"> 乳児室 <ul style="list-style-type: none"> 満2歳未満の園児のうちほふくしないもの 1人につき3.3㎡以上 ほふく室 <ul style="list-style-type: none"> 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室 <ul style="list-style-type: none"> 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
設備に関する基準	・園舎には、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室を備えるよう努めなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。
教育及び保育の期間及び時間	・教育週数は、39週を下ってはならないこと。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とする。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	参	国の基準をもって市の基準とする。
子育て支援事業	・教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	参	国の基準をもって市の基準とする。
運営に関する基準	・園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・園児に対し、虐待等をしてはならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。
・常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。	

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準（案）
食事に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日から起算して5年間は、みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとする。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例を設ける。 	従	国の基準をもって市の基準とする。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る省令の内容と盛岡市で定める基準（案）

(1) 各家庭的保育事業に共通する事項

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準 (案)
家庭的保育事業者等の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ・事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない（居宅訪問型保育事業を除く）。 ・構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない（居宅訪問型保育事業を除く）。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
保育所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 ①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて、代替保育を提供すること。 ③保護者の希望に基づき、保育の提供後引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 ・職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 ・連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、病院において調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
利用者の取扱の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 ・利用乳幼児に対し、虐待等の行為をしてはならない。 ・利用乳幼児に対し懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
帳簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。

(2) 家庭的保育事業

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
設備・面積	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を行う専用の部屋 部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） ・満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上 	参	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における遊戯等に適した広さの庭 ・満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な調理設備を設けること。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・便所を設けること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
設備・面積	・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
職員	・家庭的保育者 (市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者) ・嘱託医 ・調理員 (調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。)	従	・家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士) ※嘱託医、調理員は国の基準をもって市の基準とする。
職員数	・乳幼児3人につき1人 ※家庭的保育補助者(市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者)とともに保育する場合には、5人以下とする。	従	・乳幼児1人につき家庭的保育者1人 ・乳幼児2～5人につき家庭的保育者1人+家庭的保育補助者1人
保育時間	・1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。	参	国の基準をもって市の基準とする。
保育の内容	・保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。

(3) 小規模A型

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
設備・面積	・保育室等 ・満2歳未満乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・屋外遊戯場(付近の代替地可) 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	参	・屋外遊戯場 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上
	・調理設備を設けること。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・便所を設けること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
職員	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・保育士 ・嘱託医 ・調理員 (調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。)	従	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準 (案)
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人：1人 ・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人 ・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	従	国の基準をもって市の基準とする。

(4) 小規模B型

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準 (案)
設備・面積	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等 <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上 	参	・屋外遊戯場 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備を設けること。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・便所を設けること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者） ・嘱託医 ・調理員 （調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。）	従	国の基準をもって市の基準とする。
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人：1人 ・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人 ・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※1/2以上保育士とする。 ※保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	従	国の基準をもって市の基準とする。 <u>※2/3以上保育士とする</u>

(5) 小規模C型

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
設備・面積	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児又は満2歳未満乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場(付近の代替地可) 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上 	参	・屋外遊戯場 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備を設けること。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・便所を設けること。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者) ・嘱託医 ・調理員 (調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。) 	従	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士) ※嘱託医、調理員は国の基準をもって市の基準とする。
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 3人につき1人 ※家庭的保育補助者(市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者)とともに保育する場合には、5人以下とする。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・6人以上10人以下とする。 	従	国の基準をもって市の基準とする。

(6) 居宅訪問型保育事業

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ・子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ・児童福祉第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ・母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ・離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育 	従	国の基準をもって市の基準とする。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者) 	従	・家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士)
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児1人につき1人 	従	国の基準をもって市の基準とする。
設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準 (案)
連携施設	・保育を行う乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、居宅訪問型保育連携施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従	国の基準をもって市の基準とする。

(7) 事業所内保育事業

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準 (案)																										
利用定員の設定	<p>・利用定員数の区分ごとに地域枠の定員設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1～5人	1人	6～7人	2人	8～10人	3人	11～15人	4人	16～20人	5人	21～25人	6人	26～30人	7人	31～40人	10人	41～50人	12人	51～60人	15人	61～70人	20人	71人以上	20人	参	国の基準をもって市の基準とする。
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																												
1～5人	1人																												
6～7人	2人																												
8～10人	3人																												
11～15人	4人																												
16～20人	5人																												
21～25人	6人																												
26～30人	7人																												
31～40人	10人																												
41～50人	12人																												
51～60人	15人																												
61～70人	20人																												
71人以上	20人																												
職員	<p>利用定員20人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・嘱託医 ・調理員 <p>(調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。)</p> <p>利用定員19人以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、保育従事者(保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者) ・嘱託医 ・調理員 <p>(調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。)</p>	従	国の基準をもって市の基準とする。																										
職員数	<p>利用定員20人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人：1人 ・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人 ・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人 <p>※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※保育士の数は、2人を下回ることはできない。 ※保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従	国の基準をもって市の基準とする。																										

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
職員数	利用定員19人以下 ・乳児 おおむね3人：1人 ・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人 ・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※1/2以上保育士とする。 ※保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	従	国の基準をもって市の基準とする。
設備・面積	利用定員20人以上 ・乳児室 2歳未満1人につき1.65㎡以上 ・ほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上	参	・乳児室 1人につき3.3㎡以上 ・ほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上
	利用定員19人以下 ・乳児室・ほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・保育室 1人につき1.98㎡以上	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・屋外遊戯場(付近の代替地可) 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	参	・屋外遊戯場 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上
	・調理室を設けること。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・医務室を設けること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・便所を設けること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・保育室等を2階以上に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	参	国の基準をもって市の基準とする。
・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	参	国の基準をもって市の基準とする。	
連携施設	・連携施設の確保に当たって、連携協力を求めることを要しない。	従	国の基準をもって市の基準とする。

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に係る省令の内容と盛岡市で定める基準（案）

(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

(※) は、特定地域型保育事業において準用する基準案

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準（案）
利用定員に関する基準	・特定教育・保育施設（認定子ども園及び保育所）は、その利用定員の数を20人以上とする。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	・子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとの利用定員を定めるものとする。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
内容及び手続の説明及び同意	・利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
応諾義務	・支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
定員を上回る申し込みがあった場合の選考	・特定教育・保育施設（幼稚園又は認定子ども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	・特定教育・保育施設（認定子ども園及び保育所）は、利用申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	・利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参	国の基準をもつて市の基準とする。
あつせんに対する協力	・特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
受給資格等の確認及び援助	・特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。（※）	参	国の基準をもつて市の基準とする。
	・支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。（※）	参	国の基準をもつて市の基準とする。
子どもの心身の状況の把握	・特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国の基準をもつて市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
小学校等との連携	・特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めなければならない。(※)	参	国の基準をもって市の基準とする。
記録	・特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。(※)	参	国の基準をもって市の基準とする。
利用者負担額等の受領	<p>・特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>・特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>・特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③食事の提供に要する費用</p> <p>④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
特定教育・保育委の取扱方針	<p>・次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない)</p> <p>③幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④保育所 保育所保育指針</p>	従	国の基準をもって市の基準とする。
特定教育・保育に関する評価等	・自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。
特定教育・保育委の取扱方針	・常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(※)	参	国の基準をもって市の基準とする。
緊急時等の対応	・職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)	参	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・特定・教育保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(※) 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
子どもの適切な処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(※) 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、子どもに対し、虐待等をしてはならない。(※) 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所)の管理者は、子どもに対し懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。(※) 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(※) 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※) 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※) 	参	国の基準をもつて市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
苦情解決	・提供した特定教育・保育に関する子ども又は保護者その他の子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(※)	参	国の基準をもって市の基準とする。
	・提供した特定教育・保育に関し、市町村が行う検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(※)	参	国の基準をもって市の基準とする。
事故発生防止・対応等	・事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。(※) ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(※)	従	国の基準をもって市の基準とする。
会計の区分	・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)	参	国の基準をもって市の基準とする。
記録の整備	・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参	国の基準をもって市の基準とする。

(2) 特例施設型給付費に関する基準

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
特別利用保育の基準	・特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従	国の基準をもって市の基準とする。
特別利用教育の基準	・特別利用教育を提供する際には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	従	国の基準をもって市の基準とする。
	・特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従	国の基準をもって市の基準とする。

(3) 特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ・利用定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
応諾義務	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
定員を上回った場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
特定教育・保育施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
特定教育・保育施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ居宅訪問型保育連携施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 	従	国の基準をもって市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育の提供の終了に際しては、子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
利用者負担額の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 ・特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ・金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
評価等	<ul style="list-style-type: none"> 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 	参	国の基準をもつて市の基準とする。
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 	参	国の基準をもつて市の基準とする。

(4) 特例地域型保育給付費に関する基準

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
特別利用地域型保育の基準	・特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	・特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
特定利用地域型保育の基準	・特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	・特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	従	国の基準をもつて市の基準とする。

(5) 経過措置

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
特定保育所	・特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
	・特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
利用定員	・小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、6人以上15人以下とする。	従	国の基準をもつて市の基準とする。
連携施設	・特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準をもつて市の基準とする。

4 児童福祉施設の設備及び運営に係る省令の内容と盛岡市で定める基準（案）

項目	省令の内容	盛岡市で定める基準（案）					
<p>保育所における施設運営の重要事項に関する規定</p>	<p>保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的及び運営の方針 ・提供する保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ・保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ・乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ・保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・保育所の運営に関する重要事項 	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>					
<p>避難用階段の設置要件</p>	<p>保育室などを4階以上に設置する場合の避難用階段などの設置要件を見直す。（下線部を追加）</p> <table border="1" data-bbox="296 858 979 1101"> <tr> <td data-bbox="296 858 341 960" rowspan="2">4階以上</td> <td data-bbox="341 858 432 960">常用</td> <td data-bbox="432 858 979 960"> <p>屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 960 432 1101">避難用</td> <td data-bbox="432 960 979 1101"> <p><u>特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）</u>又は特別避難階段 <u>屋外傾斜路</u> <u>屋外避難階段</u></p> </td> </tr> </table>	4階以上	常用	<p>屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段</p>	避難用	<p><u>特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）</u>又は特別避難階段 <u>屋外傾斜路</u> <u>屋外避難階段</u></p>	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>
4階以上	常用		<p>屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段</p>				
	避難用	<p><u>特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）</u>又は特別避難階段 <u>屋外傾斜路</u> <u>屋外避難階段</u></p>					

5 保育の必要性の認定基準に係る国の検討状況と盛岡市で定める基準（案）

項目	国の検討状況	盛岡市で定める基準（案）
保育の必要性の認定に係る理由	<p>以下のいずれかの事由に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。） ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、障がい ・同居又は長期入院等している親族の介護、看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護） ・災害復旧 ・求職活動（起業準備を含む。） ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。） ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>
就労下限時間	<p>1箇月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間</p>	<p>1箇月当たり48時間</p>
区分	<ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間 11時間 ・保育短時間 8時間 	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>

6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る省令の内容と盛岡市で定める基準（案）

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準（案）
事業者の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 ・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
職員の一般要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 ・常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	参	国の基準をもって市の基準とする。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 ・専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	参	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p> <p>※ただし、基準を満たしていないクラブについて、運営の継続を図るため、この基準を適用しないとする経過措置を設ける。</p>
従事するもの・員数	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 	従	国の基準をもって市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
従事するもの・員数	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ・保育士の資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・高等学校を卒業した者等であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長村長が適当と認めたもの ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。(利用者の支援に支障がない場合を除く。) 	従	国の基準をもつて市の基準とする。
集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 	参	<p>国の基準をもつて市の基準とする。</p> <p>※ただし、基準を満たしていないクラブについて、運営の継続を図るため、この基準を適用しないとする経過措置を設ける。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 ・利用者に対し、虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ・利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ・放課後児童健全育成事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 ・行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 	参	国の基準をもつて市の基準とする。

項目	省令の内容	従/参	盛岡市で定める基準(案)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 		<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間は、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。 開所日数は、1年間につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。 	参	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> 常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 	参	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 	参	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	参	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> 施行日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の資格について、都道府県知事が行う研修を修了した者に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。 	-	<p>国の基準をもって市の基準とする。</p>

用語集

○ 子ども・子育て支援事業計画

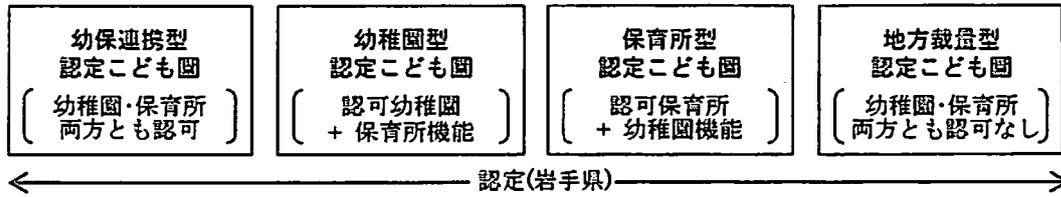
5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援についての需給計画をいい，新制度の実施主体として，全市町村が作成することになる。

○ 認定こども園

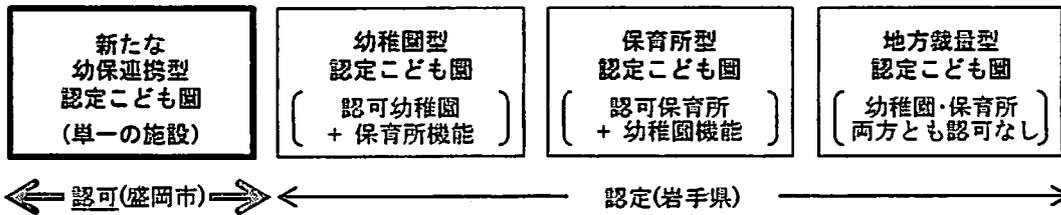
認定こども園法の規定に基づく認定を受けた施設。幼保連携型認定こども園については，新制度において改善が図られ，単一の施設として中核市である市が認可を行うこととなる。

市内には，現在，幼保連携型が4カ所，幼稚園型が2カ所ある。

【現行】



【新制度】



<メリット>

認定こども園は，教育・保育を一体的に行う施設で，幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている。また，保護者の就労状況に関わらず利用でき，保護者の就労状況が変わった場合でも，通り慣れた園を継続して利用できる。

○ 地域型保育事業

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とした小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育を行う事業をいう。

地域型保育事業の位置付け			
認可 定員	19人	小規模保育 事業主体: 市町村, 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体: 事業者等
	6人	居宅訪問型 保育 事業主体: 市町村, 民間事業者等	
	5人	家庭的保育 事業主体: 市町村, 民間事業者等	
	1人		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所, 施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅
			事業所の従業員の子ども (従業員枠) + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

事業名	概要
小規模保育 【新規】	<p>保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業</p> <p>A型－保育所分園に近い類型</p> <p>B型－A型とC型の中間的な類型</p> <p>C型－グループ型家庭的保育に近い類型</p> <p>[定員] A・B型-6人以上19人以下, C型-6人以上10人以下</p>
家庭的保育 ※盛岡市では未実施	<p>保育を必要とする乳児・幼児を家庭的保育者（市が行う研修を修了した保育士等）が居宅その他の場所において、保育を実施する事業（定員：5人以下）</p>
居宅訪問型保育 【新規】	<p>保育を必要とする乳児・幼児を住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する事業（定員：1対1）</p>
事業所内保育	<p>保育を必要とする従業員の乳児・幼児を事業所等において、保育を行う事業（市内には10事業者13カ所あり）</p> <p>（地域型保育給付を受けるためには、従業員の子どもに加えて、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）の子どもの受け入れが必要）</p>

○ 教育・保育施設、特定教育・保育施設

「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、認可保育所のことをいい、「特定教育・保育施設」とは、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。

○ 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

○ 特定地域型保育事業

「地域型保育給付」の対象事業として市町村長が確認する「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）」をいう。